

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係                        | 5 件  |
| 厚生年金関係                        | 5 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 15 件 |
| 国民年金関係                        | 7 件  |
| 厚生年金関係                        | 8 件  |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和50年10月から51年3月まで

私は、上記期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、未納になっているとの回答であった。

勤務している会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入した。一括でまとめ払いをした記憶があり、未納期間があるのは納得がいかないので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き未納期間が無く、申立期間も3か月及び6か月と短期間である。

また、申立人が所持している領収書及びA市が保管する国民年金被保険者名簿から、前納を含め数か月の保険料をまとめて納付していることが確認できることから、申立人は納付意識が高いと考えられ、申立期間のみ未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和47年12月にA社を退職した後、49年4月にB社に入社するまでの間は、一時期、C社に勤めたことはあったが、それ以外の期間は国民年金に加入しており、保険料はきちんと納付していた。社会保険事務所の記録では、当初、国民年金を納付した期間やC社に勤務していた期間が抜けていたが、調査の結果、記録が回復された。しかし、申立期間については納付が確認されず、特に申立期間②については免除の申請をした覚えが無いのに免除期間とされている。私は、年金は途切れては駄目だという意識が強かったので、申立期間については納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については3か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和49年11月25日に転居先のD市で申立期間②の分の納付書を発行している記載が確認できる。転居前のE町が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードでは申立期間②は「申免」の印が押されていることから、この納付書は、追納分の保険料を納めるという積極的意志に基づき発行されたものと考えられ、追納分の保険料は市役所内の金融機関窓口で納付することは可能であったことも合わせて考えると、国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①については、納付を行ったかどうか記憶が定かでないとしているほか、申立人が国民年金保険料を納付していたとする関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に貼付してあった「昭和 48 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」では第 1 期(昭和 48 年 4 月から 6 月まで)分の領収印しか無く、同年 7 月分については空欄となっている。

さらに E 町で保管する国民年金被保険者名簿においても、昭和 48 年 7 月の欄は「不用」の印が押されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで

60歳時通知で国民年金の未納期間がありおかしいと思い、A社会保険事務所で調べてもらったが納めた事実は無いと言われた。

また、ねんきん特別便でも国民年金記録に未加入期間があったことから、今回申し立てることになった。

当時、B市からC区へ転居し、年金、保険等の知識はほとんど無く、C区D支所の担当者に教えてもらいながら窓口を移動し手続きをした。

国民年金について、C区D支所の担当者から説明を受け必ず支払を続けなければ将来年金を受けられない危惧を持ったのを鮮明に覚えている。

申立期間は、確かに納めたので再調査し国民年金保険料を納めたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月11日に払い出されており、申立期間は過年度納付が可能である。

また、A市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者原票によれば、昭和49年度分は過年度納付していることが確認できるところ、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付書について、3か月分及び4か月分の納付可能な納付書が送付されていたと主張していることから、申立期間についても過年度納付書が発行されたものと推察され、申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和48年9月から51年8月までは仕事をしており、月額12万円から13万円の収入があったとしており、国

民年金保険料の支払能力は十分であったと推察される。

加えて、申立人は、昭和 50 年 6 月から 51 年 8 月までの期間、定額保険料のほか付加保険料を納付しており、納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月並びに48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月及び同年3月  
② 昭和48年4月から同年12月まで

申立期間①については、母親が亡くなっているため詳細は分からないが、20歳の時に町内の方に勧められて国民年金に加入し、保険料は集金で払っているということを母親から聞いていた。当時、母親も国民年金に加入し納付していた。

申立期間②については、夫の保険料と一緒に納付書で1期ずつ又は2、3期分まとめて納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間は除く）については、すべて国民年金保険料を納付しており、しかも、申立期間①は2か月、申立期間②は9か月といずれも短期間である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和41年5月2日に払い出されていることが確認できることから、申立期間①については、過年度納付となるが、保険料を納付していたという申立人の母親は、申立期間前後の期間においては現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立人の保険料もさかのぼって納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張するところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間の前後の期間について夫の保険料と一緒に納付していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録

によれば、夫は、申立期間の国民年金保険料は納付済みという記録になっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月及び同年5月  
② 昭和46年10月から47年8月まで  
③ 昭和50年1月から同年9月まで  
④ 平成4年4月から10年8月まで  
⑤ 平成10年10月  
⑥ 平成11年2月  
⑦ 平成11年6月から12年3月まで  
⑧ 平成12年10月から13年11月まで

役場や郵便局の窓口で納付し、妻の分も一緒に納付したと思うが、納付金額などは覚えていない。

申立期間の中には、保険料を納付していない時期もあるかもしれないが、それがいつかは分からない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間⑤について、領収印のある領収証書を保管している。一方、申立期間①ないし④及び⑥ないし⑧については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立て後、申立期間を3回変更しているほか、申立期間の中には、保険料を納付していない時期もあるかもしれないと説明しているなど、記憶が明確でない。

さらに、申立人は、申立人の妻の保険料も一緒に納付したと思うと供述しているが、妻は、強制加入期間について未納又は未加入であり、国民年金保険料の納付実績はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②から申立期間⑤までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を昭和29年10月29日、資格喪失日を34年2月14日に、C社D事業所の資格喪失日を37年1月21日、C社E事業所の資格取得日を37年1月21日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和29年10月から31年3月までは7,000円、34年1月は1万4,000円、36年12月は2万6,000円、37年1月から同年4月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月28日から同年10月29日まで  
② 昭和29年10月29日から31年4月1日まで  
③ 昭和34年1月31日から同年2月14日まで  
④ 昭和36年12月21日から37年1月21日まで  
⑤ 昭和37年1月21日から同年5月1日まで

私は、昭和29年2月28日から同年10月28日まではF社に、29年10月29日から58年11月21日まではA社(現在は、C社。以下同じ。)に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について被保険者資格が無いことが判明した。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤については、雇用保険の加入記録、C社が保管している「従業員台帳」及び同社からの回答から判断すると、申立人が

当該事業所に昭和 29 年 10 月 29 日から 58 年 10 月 28 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立期間②については昭和 31 年 4 月の社会保険事務所の記録から 7,000 円、申立期間③については 33 年 12 月の社会保険事務所の記録から 1 万 4,000 円、申立期間④については 36 年 11 月の社会保険事務所の記録から 2 万 6,000 円、申立期間⑤については 37 年 5 月の社会保険事務所の記録から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、当該事業所では事務失念等の事由により資格喪失と取得の時期がずれたのではないかと思料される旨の回答をしていることから、社会保険事務所では、事業主が届け出た資格喪失日及び資格取得日に基づき、申立人に係る申立期間の各保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A 社の「従業員台帳」の前職歴欄の記録から F 社に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に資格を取得した被保険者の健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和56年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、56年11月から57年3月までを15万円、57年4月から58年8月までを16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から58年9月1日まで

A社に勤務した昭和56年11月1日から平成6年3月31日までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、当該事業所の厚生年金保険の資格取得日は昭和58年9月1日である旨の回答があった。

昭和56年4月、A社に入社し、同年11月に正社員となり、同時に社会保険に加入したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する労働者名簿及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書の記録から、昭和56年11月から57年3月までを15万円、57年4月から58年8月までを16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかについては不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に

行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和 58 年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 56 年 11 月から 58 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和31年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月1日から同年3月10日まで  
② 昭和36年8月10日から同年9月26日まで

私は、大学を卒業してすぐの昭和30年4月にA社に入社し、36年9月25日に退職するまで、継続して同社に勤務していた。

申立期間①はA社の事業所間の異動、また、申立期間②は同社を退職する直前の期間に当たるが、いずれも給与から保険料が控除されており、未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚等の証言や提出された写真から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年1月1日同社B事業所から同社C事業所（厚生年金保険の適用上は同社本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、「給与から保険料を控除されていたが、退職する者に係る会社負担分の出費を嫌い会社は社会保険事務所に納付しなかったと思われる」と主張しているが、これを裏付ける資料は無く、また、複数の同僚からも在籍期間について確たる証言を得ることができなかったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 31 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、申立期間当時の事業主も亡くなっており、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利を時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人。以下同じ。）における資格喪失日を昭和 55 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

同僚と共にC法人からA法人に出向し、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が 55 年 5 月 31 日となっており、1 か月の空白期間が生じている。

給与から昭和 55 年 5 月の保険料が控除されているはずであり、当該事業所が健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を作成する際に、日付を間違えたものと思われる。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B法人からの回答及びC法人の人事記録から判断すると、申立人が申立期間にA法人に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 4 月の社会保険事務所の記録から、38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月15日から38年8月2日まで  
A事業所を退職した時には、確かに脱退手当金を受給した。

しかし、その後、加入した申立期間は、脱退手当金を請求していないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人とその前後の100名のうち、昭和37年から39年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性で、受給要件を満たし、かつ、3か月以内に再取得していない15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給した記録のある者は3名と少なく、事業主が代理請求したとは考えにくい。

また、申立期間の事業所の上記被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の名前を誤って記録・管理し、かつ、申立人が自己の名前を誤って請求手続をしたようになっているが、自己の名前を間違えて手続をするとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間が比較的短期間であり、当時、引き続き勤務する意思が認められることや、「申立期間前に受給した脱退手当金の受給額が思いのほか少額であったためもらわなければよかったと後悔した」とする供述内容に不自然さは無いことを踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和37年7月から40年3月までについては、国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答を得た。申立期間の保険料については、年金手帳の免除記録を見た長男が代わりに追納した。領収書は、幅5～6センチメートルぐらいの大きさのものであり、長男が世帯を構えてから数万円程度追納した。年金手帳、領収書は保管していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその長男が申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の長男は申立期間について、昭和43年か44年ごろに数万円程度追納したとしているが、申立期間の国民年金保険料は月150円であり、申立期間を一括して追納しても4,950円であることから、金額が一致しない。

さらに、追納したとする申立人の長男は、申立期間に係る追納の申出をした記憶が無く、国民年金保険料の納付場所についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が昭和46年9月から48年11月まで住民票があったA町保管の国民年金被保険者名簿には、申立期間の検認記録欄に「申免」の記載があり、同町に住民票があった期間以前に国民年金保険料が追納された記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人又は長男が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から51年3月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間①については、勤務していましたが、出産、子育てのため退職し、国民年金へと移行した時期です。

申立期間②については、A市からB町に転入した時に、町役場に行き年金の件も聞いたのですが、未納などのアドバイスはありませんでした。以上ですが、自分では納付済みと思っています。ただ、証拠は何もありません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付時期、納付金額等については記憶が無いとしており、納付の状況等が明確ではない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年4月30日時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことは無いとしており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①において、昭和48年9月から50年3月までの期間は元の夫も未納となっており、また、申立期間②についても、申立期間は同様に未納となっている。

加えて、申立人は、昭和56年10月6日にA市からB町に転入する時に、

A市から「国民年金保険料納付状況証明書」の交付を受け、申立期間の未納については確認している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年2月までの期間、38年7月から43年1月までの期間、48年4月から49年9月までの期間、50年8月から51年3月までの期間、54年7月から60年3月までの期間及び62年4月から平成8年2月までの期間のうちの不特定期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から38年2月まで  
② 昭和38年7月から43年1月まで  
③ 昭和48年4月から49年9月まで  
④ 昭和50年8月から51年3月まで  
⑤ 昭和54年7月から60年3月まで  
⑥ 昭和62年4月から平成8年2月まで  
のうちの不特定期間

国民年金の加入状況を照会したところ、申立期間①から⑥までの期間については、納付した事実を確認できなかったとの回答をもらった。

私自身もすべての申立期間の保険料を納めたとは思っていない。

しかし、いつごろだったか記憶が定かでないが、市役所の職員から未納になっているので納めるよう言われたため、私や母が自宅に集金に来た市役所職員に納めたり、私自身が市役所の窓口に出向いて直接納付した記憶がある。

保険料額については覚えていないが、結婚後の保険料額は1か月1万円ぐらいだったと思う。しかし、これも定かでない。

保険料を納めた期間については、国民年金加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの延べ275か月のうちのどこかの期間

で保険料を納付したはずだと主張しており、納付したとする時期及び納付月数を特定できないなど、申立内容が具体性に乏しい。

また、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したとする保険料額についても、申立人自身は覚えていない、あるいは、記憶があいまいである上、納付に関与していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 3 月に払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①から④までについては、特例納付勧奨をしていることが確認できるが、未納のままとなっている。

このほか、申立人の妻に係る保険料納付状況を見ると、結婚した昭和 54 年 9 月から平成 20 年 3 月までの期間において、保険料納付済月数は無く、未納期間も 127 か月存する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から11年1月まで  
60歳になって年金受給に関する通知がきた。65歳まで保険料を納めれば受給額が増えるという話を聞いていたので、平成10年3月にA市B区役所に行き、国民年金の任意加入手続をして、以後、毎月近くの郵便局や銀行の支店で定額保険料に付加保険料を加えて納めてきた。  
申立期間を国民年金加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の記録によれば、申立人は平成11年2月4日に任意加入被保険者資格を取得し、同市において同月12日に入力処理されていることが確認でき、10年3月に任意加入手続をしたとする申立人の主張を裏付ける関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を郵便局や銀行で納付していたと主張しているが、申立期間当時、郵便局はA市の指定金融機関になっておらず、また、銀行及びA市における国民年金保険料の収納事務はすべて電算処理されているため、一連の電算処理の過程において毎月不適切な事務処理が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年10月から40年3月まで

昭和36年4月に国民年金の資格を取得した時、当時住んでいた住所地の集金人A氏に保険料を渡していました。A氏は毎月自宅まで集金に来ており、現金で保険料を納付していました。

納付した際、領収書をもらったのか、手帳に領収印を押してもらったのか、どちらも紛失してしまったため覚えていません。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の国民年金手帳記号払出簿及びB市保管の国民年金被保険者名簿を調査したところ、申立人は、申立人の夫と同日に連番で国民年金手帳の払出しを受け、申立期間前後の検認日も夫と同日であることが確認できることから、夫婦同時に加入手続を行い、納付も一緒に行われていたものと推察されるところ、納付記録は夫婦一致しており、申立期間は夫も未納である。

また、上記払出簿及び被保険者名簿によれば、夫は昭和35年6月から厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の資格は48年6月29日に誤取得により取消しとなり、過誤納付分を還付されているが、その還付金額には、未納期間が含まれていないことが確認できる。

さらに、当該還付金を申立人が社会保険事務所において代理受領しており、申立人は「還付された金額に不足は感じなかった」と述べている。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から54年5月まで

結婚入籍と同時に国民年金に加入しました。両親が年金を掛けることができない時があったそうで、その時免除申請により、記録がつながって年金がもらえるようになったと言われ、必ず年金は掛けていくように諭されました。この期間の保険料が未納となっていることについて納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から聴取しても国民年金の加入手続等についての記憶が不明瞭である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月31日に払い出されており、A市の被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日が、54年6月1日で、しかも同名簿の作成日が同年7月12日である旨の記述が確認できることから、申立人は、同年7月に加入手続を行ったことが推認され、申立期間は未加入期間となり、納付書の発行は行われず、納付勧奨もなかったものと推察される。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年4月までの期間、51年1月から53年3月までの期間及び56年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から47年4月まで  
② 昭和51年1月から53年3月まで  
③ 昭和56年4月から同年12月まで

申立期間①については、昭和46年9月13日にA市B区役所で婚姻届を提出した際に、国民年金の加入手続も併せて行い、保険料を納付した。

申立期間②については、昭和51年に病気になり未納となったが、その後、C市に転入してから分割で納付した。

申立期間③については、分割で納付したり遅れながら納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①ないし③については、社会保険庁のオンライン記録、同庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びC市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）のいずれによっても、納付記録は確認できない。

さらに、申立期間①については、申立人は、「夫は国民年金に加入していなかった」と主張するが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫は全期間国民年金加入となっている上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和46年6月3日に、夫は同年8月27日に、それぞれ手帳記号番号が払い出されたことが確認

でき、加入手続から 48 年 3 月までの期間は、夫婦共に未納となっている。

加えて、申立期間②については、C 市が保管する上記名簿（紙名簿）が昭和 54 年 5 月 14 日に作成されたことが確認でき、この時点で、申立期間の一部は時効により納付することができない。

そのうえ、申立期間③については、申立期間の前後の期間が過年度納付及び申請免除期間（後に追納）となっていることから、経済的な事情のため納付できなかつたとも考えられ、夫婦共に未納となっている。

そのほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで

私は、申立期間は、A町にあるB事業所に勤めていて、上司のCさんや、Dさんという女性の方と一緒に働きました。間違いなく勤務していたので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するB事業所の所在地や上司等の名前から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、当該事業所の事務担当者は、「厚生年金保険の加入については、開所当時の長期勤務者から加入の手続きをし、女性は当時、継続して勤務する意思のある者について加入の手続きをした。当所には申立人についての人事記録等はない」と証言しており、当該事業所も「申立人が在職したことが確認できない」旨の回答をしている。

また、申立人が上司であったとするC氏も、「申立人については知らない」と回答しており、申立人が同僚であったとするD氏については、当該事業所はD姓の女性職員についての在職記録は無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票では、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険被保険者番号に欠番は無い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 20 日から同年 9 月 10 日まで  
② 平成 11 年 9 月から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 38 年 8 月 20 日に A 社に入社し、入社月から社会保険料は給与から控除され、退職月まで控除されております。厚生年金保険加入年月日を 38 年 8 月 20 日に訂正願いたい。

申立期間②について、平成 11 年から B 社に総務担当として勤務し、同年 9 月 30 日に退社しました。当時、給与計算業務をしていたので、給与からの保険料控除は明白です。資格喪失年月日が 11 年 9 月 30 日となっていますが、同年 10 月 1 日に訂正すべきだと思います。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、勤務証明書及び雇用保険の記録から、申立期間の勤務は確認できるが、申立てに係る事業所保管の厚生年金保険被保険者名簿（現在は、C 社が記録を保管）では、申立人の資格取得は昭和 38 年 9 月 10 日となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立期間当時、当該事業所で総務関係の仕事を行っていた元同僚から、「当該事業所では、月の途中で採用した社員については、厚生年金保険加入は翌月から適用としていたはずである」との証言があった。

申立期間②について、申立てに係る事業所提出の申立人に係る平成 11 年 9 月の給与台帳においては、厚生年金保険料欄が 0 となっており、保険料控除がされていない。

また、当該事業所保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人については、平成 11 年 9 月 30 日喪失として社会保険事務所に届けられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主によると、申立期間当時は、給与台帳作成や保険料の資格喪失に係る手続等はすべて申立人が行っていたとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで  
A 社 (後の B 社) に 2、3 年間勤務し厚生年金保険に加入して保険料を支払っていたと記憶しているが、社会保険庁の当該事業所の厚生年金保険の加入記録では昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日までとなっている。

申立期間に勤務していたことは事実であり、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の上司及び同僚の証言から、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日以前から勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当時の管理者は「試行期間があり、試行期間が過ぎても申立人の職種の賃金は完全歩合制で厚生年金保険に加入していない者も多かった」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、社会保険庁の記録どおりの記載となっており、かつ、申立期間の被保険者の健康保険記号番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は昭和 60 年 7 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員等に連絡が取れず関係資料等による確認ができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 1 日から 55 年 9 月 15 日まで  
② 平成 8 年 9 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 54 年 2 月から 56 年 2 月までA市のB社C支店に勤務していました。また、平成 8 年 9 月から 9 年 12 月までA市のD社に勤務していました。厚生年金保険の加入期間についてE社会保険事務所から回答が届きましたが、B社の加入記録は昭和 55 年 9 月 16 日から 56 年 3 月 1 日まで、D社の加入記録は平成 9 年 9 月 1 日から同年 10 月 6 日までとのことでした。

申立期間も厚生年金保険の加入期間として認め、年金を支給してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明瞭である。

また、両事業所における雇用保険の加入日は厚生年金保険の資格取得日と一致する。

さらに、申立人は申立期間②において、国民年金に加入し、同期間は、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間となっている。

加えて、社会保険事務所が保管するB社及びD社の被保険者原票を確認したところ欠番も無い上、申立期間について、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
A 社 B 支店に勤務していたころの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
在職中の給与明細書等は保管していないが、職種及び勤務場所について記憶があり、当該事業所に勤務していたことは事実であるため、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、A 社 B 支店採用後、同社 C 事務所、同社 D 事務所、同社 E 事務所に勤務したとしているが、いずれの事業所も厚生年金保険適用事業所とはなっていない。

さらに、A 社では、「昭和 39 年当時の社員名簿を確認したが、申立人が勤務したとする A 社 C 事務所、A 社 D 事務所、A 社 E 事務所という名称の事業所は存在しない上、申立人は B 支店 F 部に配属になったとしているが、在籍記録は無い。また、32 年から 39 年までの社員名簿に「G 出張所」名の事業所があり、おそらく同出張所が申立人の主張する事業を担当していたと思われるが、G 出張所在籍社員名簿には、申立人の氏名は記載されていない」としている。

加えて、A 社本社の記録についても、H 社会保険事務局を通じ確認したが、申立人が厚生年金保険の資格を取得した事実は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 8 月 26 日まで  
昭和 33 年 3 月に高校を卒業後、A 社へ就職した。

高校を卒業して A 社へ就職したのは、自分一人だったので同期に入社した者はいない。

初任給は総支給額 6,000 円で、社会保険料や所得税等が控除された 5,000 円の手取り金額から小遣いとして、一割の 500 円をもらったのを記憶している。

厚生年金保険料の金額については、給与担当者から説明を受け給与から控除されていたと思う。

申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の供述から申立期間、A 社に勤務していたことが推認される。

しかし、複数の元同僚から「当該事業所では見習期間があった」旨の供述があり、見習期間がどの程度の期間であったかについては供述が分かれているため特定することはできないものの、当該事業所では、従業員が入社して、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が元上司と記憶している B 氏は社会保険庁の記録では住所の記載が無いため証言を得ることができない上、申立人が、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる

給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から30年11月30日まで  
② 昭和31年2月1日から32年11月1日まで

申立期間について脱退手当金を受領した記憶は無い。

当時は、現金書留も銀行振込も無く、取りに行った記憶も無いので調べてほしい。

なお、退職時に退職金やまとまったお金はもらっていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人とその前後の86名のうち、昭和32年4月から38年12月までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性で、受給要件を満たし、かつ、1か月以内に再取得していない20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17名に支給記録があり、このうち申立人を含む14名は資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 3 日から 36 年 10 月 15 日まで  
申立期間については脱退手当金を受給した覚えが無いので厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。  
なお、退職金なども一切受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。